

# 決算報告書

## 第 3 期

自 平成22年 4月 1日  
至 平成23年 3月31日

特定非営利法人地域産業おこしに燃る人の会

東京都千代田区神田錦町3-21  
ちよだプラットフォームスクウェア1066

## 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利法人地域産業おこしに燃る人の会  
 全社

(単位：円)

平成23年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受金	30,000
現金	9,563	預り金	3,000
普通預金	2,618,383	流動負債計	33,000
現金・預金計	2,627,946	<b>負債の部合計</b>	<b>33,000</b>
(その他流動資産)		<b>正味財産の部</b>	
前払費用	15,750	【正味財産】	
その他流動資産計	15,750	正味財産	2,610,696
流動資産合計	2,643,696	(うち当期正味財産増加額)	△460,586
		正味財産計	2,610,696
		<b>正味財産の部合計</b>	<b>2,610,696</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>2,643,696</b>	<b>負債・正味財産の部合計</b>	<b>2,643,696</b>

# 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利法人地域産業おこしに燃る人の会

(単位：円)

全社

自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日

## 《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

事業 収入	673,975
正会員会費収入	450,000
賛助会員会費収入	160,000
寄付金収入	126,000
受取利息収入	751

経常収入 計

1,410,726

【事業費】

事業 支出	309,960
給料 手当(事業)	295,919
旅費交通費(事業)	33,200
事務用消耗品費(事業)	119,963
雑費(事業)	80,000

当期事業費 計

839,042

合 計

839,042

事業費 計

839,042

【管理費】

アルバイト給料	192,081
業務委託費	136,500
通 信 費	67,858
旅費交通費	56,340
会 議 費	97,095
事務用消耗品費	136,488
地代 家賃	189,000
保 険 料	2,102
租税 公課	143,300
支払手数料	4,618
雑 費	6,888

管理費 計

1,032,270

経常収支差額

△460,586

[その他資金収支の部]

【その他資金収入】

その他資金収入 計

0

【その他資金支出】

その他資金支出 計

0

当期収支差額

△460,586

前期繰越収支差額

3,071,282

次期繰越収支差額

2,610,696

# 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利法人地域産業おこしに燃る人の会  
全社

(単位：円)

自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日

## 《正味財産増減の部》

【正味財産増加の部】		
正味財産増加の部 計		0
【正味財産減少の部】		
当期収支差額	460,586	
正味財産減少の部 計		460,586
当期正味財産増加額		△460,586
前期繰越正味財産額		3,071,282
当期正味財産合計		2,610,696

# 特定非営利活動に係る事業会計財産目録

(単位：円)

特定非営利法人地域産業おこしに燃る人の会  
全社

平成23年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

(現金・預金)

現金

9,563

普通預金

三菱東京UFJ銀行

2,618,383

現金・預金計

2,627,946

(その他流動資産)

前払費用

15,750

その他流動資産計

15,750

流動資産合計

2,643,696

資産の部 合計

2,643,696

## 《負債の部》

### 【流動負債】

前受金

30,000

預り金

3,000

流動負債計

33,000

負債の部 合計

33,000

正味財産

2,610,696

# 監 査 報 告 書

平成 23 年 5 月 25 日

特定非営利活動法人 地域産業おこしに燃える人の会  
理事長 関 幸子 様

特定非営利活動法人 地域産業おこしに燃える人の会

監 事 山田長満 

私監事は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度における会計及び業務の監査を行いました。

その結果について、次のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、会計帳簿及び関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続を用いて、計算書類の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続を用いて、業務執行の妥当性を検討しました。

## 2. 監査意見

- (1) 収支計算書及び財務諸表は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を正しく示しているものと認めます。
- (2) 事業報告書の内容は、真実であると認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認めます。

以 上